

# ○叙位及び叙勲の上申手続等について(通達)

海幕補第138日  
平成19年1月9日

令和7年3月24日 海幕補第581号 [政令等の一部改正に伴う関係通達の  
一部変更について(通達)]

海上幕僚長から各部隊の長、各機関の長あて

## 叙位及び叙勲の上申手続等について(通達)

標記について、下記のとおり定める。

なお、叙位及び叙勲の上申手続等について(通達)(海幕人第5474号。41.1.16)は廃止する。

### 記

#### 1 上申手続等

##### (1) 上申区分

ア 海上自衛隊の部隊及び機関に所属する隊員(在官在職中死亡した者を含み、その者の所属については、死亡時の所属をいう。以下同じ。)に係る叙位及び叙勲(以下「叙位等」という。)については、当該隊員が所属する部隊又は機関の長が、海上幕僚長に上申するものとし、これに基づいて、海上幕僚長が防衛大臣に上申する。

イ 本号アの隊員を除く隊員に係る叙位等については、幹部等(3等海尉以上の自衛官及び3級(行政職俸給表(一)3級をいい、これに相当する官職を含む。以下この例による。)以上の事務官等をいう。以下同じ。)及び海上幕僚監部に所属する准海尉等(准海尉以下の自衛官及び2級以下の事務官等をいう。以下同じ。)に係るものについては、海上幕僚長が防衛大臣に上申し、その他の隊員に係るものについては、当該隊員の任免権者である地方総監又は地区総監が海上幕僚長に上申するものとし、これに基づいて、海上幕僚長が防衛大臣に上申する。

ウ 退職隊員(退職した元隊員のうち、(叙位及び叙勲の取扱いについて(通達)(防人計第356号。19.1.9)以下「関連文書」という。)に定められた叙位等の上申資格基準(死亡を除く。)に該当する者をいう。ただし、退職後、他の公務員である官職についた者を除く。以下同じ。)の死亡等に伴う叙位等については、当該退職隊員の退職時の所属が海上幕僚監部であった者に係るものについては、海上幕僚長が防衛大臣に上申し、その他の者に係るものについては、退職時に所属した部隊及び機関の長が海上幕僚長に上申し、これに基づいて海上幕僚長が防衛大臣に上申する。

##### (2) 上申書類

ア 前号により上申を行う部隊又は機関の長は、上申を要する事実が発生した場合には、速やかに、関連文書に定められた上申書類(刑罰等調書、除籍抄本を取得し、各2通(正2通)を、海上幕僚長に提出するものとする。この場合、隊員及び退職隊員(以下「隊員等」という。))の死亡に伴う上申については、当該隊員等の死亡日を含めて15日以内に行うものとする。

イ 海上幕僚長は、関連文書に定められた功績調書、履歴書、叙位審査票、叙勲審査票を作成し、本号アの書類を添え防衛大臣に上申するものとする。

### (3) 遺族等から申出を受けた部隊及び機関の長

退職隊員の死亡に伴い、その遺族から、叙位等の上申について申出を受けた部隊及び機関の長は、直ちに、海上幕僚長、地方総監又は地区総監に通報するとともに、遺族等に対し、提出書類(死亡診断書等)の準備について助言等を行い、海上幕僚長、地方総監及び地区総監が速やかに上申手続を行えるよう配慮するものとする。

なお、海上自衛隊以外の隊員であった者に係る申出を受けた場合には、通報を当該元隊員の旧所属の幕僚長等に対して行うほか、同様に処置するものとする。

## 2 退職隊員に対する叙位叙勲制度等の周知

海上幕僚長、地方総監又は地区総監は、隊員が退職する場合には、退職後、退職隊員に該当することとなる者及びその家族に、叙位叙勲の制度及び手続等に関することを周知させるため、「叙位叙勲について」(別紙様式第1)を交付するものとする。

## 3 位記、勲記及び勲章(以下「位記等」という。)の伝達

(1) 海上幕僚長は、隊員等に対する位記等を受領した場合には、次の区分により伝達するものとする。

ア 隊員(死亡した者を除く。)の場合

海上幕僚長

イ 隊員等が死亡した場合

退職時、幹部等であった者については海上幕僚長、その他の隊員であった者については、退職時その者の任免権者であった海上幕僚長、地方総監又は地区総監

(2) 海上幕僚長は、前号イの場合には、伝達の区分にかかわらず、その遺族から叙位等について上申の申出を受けた部隊又は機関の長に対し、位記等が授与されたことを通知するとともに、当該部隊又は機関の長は、伝達方法について遺族の希望を徴し、海上幕僚長に通報する。

(3) 位記等の伝達は、海上幕僚長、地方総監又は地区総監が、自ら、隊員(死亡した者を除く。)又は遺族に対し、位記等を手渡して行うことを原則とするが、自ら行うことが困難な場合には、部下の上級の隊員に命じて行わせ、又は遺族の希望により、当該遺族の居住地最寄の部隊又は機関の長等に依頼し、若しくは、郵送等により送達することができる。

(4) 海上幕僚長、地方総監及び地区総監は、遺族に位記等を伝達した場合には、当該遺族から受領書(別紙様式第2)を徴するものとする。

#### 4 その他

各部隊又は機関の長は、第1項第2号アによる上書類の取得については、地方自治体等の休養日等の日数を考慮にいれ、遅滞なく処理を実施するものとする。

関連文書：防人計第356号（19. 1. 9）

写送付先：部内全般

(表面)

### 叙位叙勲について

自衛隊隊員（自衛官、事務官等）として勤務された方で、在職中の功績と一定の要件が満たされた方は、叙位及び叙勲の**詮議対象**にしておりますので、万一御不幸が発生致しました場合は、御遺族の申し出によって、その検討を進めることになります。

申し出の際は、この「叙位叙勲について」の裏面の事項を参照のうえ、最寄りの防衛省の各機関・部隊等（各自衛隊部隊、地本、機関などお近くの部隊で結構です。）にご連絡下さい。この場合お亡くなりになった日から30日以内の閣議に付する必要があるため、その期間が過ぎますと叙位叙勲が受けられなくなりますので、万一御不幸が発生した際は、**速やかに（遅くとも5暦日以内）**申し出て下さい。

生存者に対する叙勲については、在職中の功績に応じて、一定の年齢と要件を満たされた方の中から防衛省において候補者を選考して手続きを致します。

**留意事項**

- ・ 上申手続きの際、防衛省において除籍後の戸籍抄本を本籍地役所に請求させていただきます。御遺族にご了解頂けない場合は手続きを致しません。
- ・ 現住所と本籍地の市町村が異なり除籍が遅れた場合、本籍・現住所の通報誤り、退職後の職歴が不明の場合など、申し出の内容に不備があった場合は上申できない場合があります。
- ・ 生存者叙勲の授与を辞退された場合又は生前本人が死亡叙勲辞退の意思を表明していた場合、御遺族が勲章等の保管を辞退した場合、本人の過失による事故死亡の場合は上申致しません。
- ・ 叙位はお亡くなりになった場合のみ授与されますので、生存者叙勲を授与された方もこの用紙は大切に保管して下さい。
- ・ 叙位・叙勲は一定の要件により授与されます。申し出た方全てに授与されるものではありません。

(裏面)

太枠内の各事項を本人が記入し、ご家族に渡して保管して下さい。

最終部隊等名		最終階級・級	
入隊年月日	年 月 日	退職年月日	年 月 日
ふりがな氏名 生年月日	年 月 日	改 姓 (出生から)	旧 姓 改姓年月日 年 月 日
本 籍			
現 住 所			
退職後の職歴等 ・就職歴(含む が在職) ・団体等への加入 ・予備自衛官歴	期 間	社名、支店名(勤務時の名称) 所 属 団 体 等	投職・職務
	. . . ~ . . .		
	. . . ~ . . .		
	. . . ~ . . .		
	. . . ~ . . .		
	. . . ~ . . .		
前叙の有無	叙勲・褒章授与年月日： 年 月 日 名 称：		
遺族連絡先	住 所： 氏 名：	続柄	電話番号 ( )

注：氏名、本籍、現住所は戸籍等をご確認のうえ登録されている字句及び番地、(大字、字を含む。)住居名等を正確にご記入下さい。  
お申し出の際は、死亡診断書(死体検案書)の写し1通を添付して下さい。

別紙様式第2

受 領 書

位 記 枚

勲 記 枚

勲 章 個

ただし 分

上記の物件を受領しました。

受領年月日： 平成 年 月 日

受領者名： 印

被授与者との続柄：

受領者住所：

海上幕僚長 殿